

図 7.3-13 環境類型区分図(供用時)

6) 予測条件の状況（緑地、土壌等の改変の状況、緑化（植樹等）の状況）

予測条件の状況を図 7.3-14 に示す。緑地・土壌を保全した範囲を赤破線、緑化（植樹）した範囲を青破線で示した。

・緑地、土壌等の改変の状況

事業計画に基づいて本事業を実施し、事業区域の約 7 割を改変した。これに対して、環境保全用地、2 号公園東側、公的利用地、公共利用地において残存樹林を存置し、緑地及び土壌を保全した。保全した面積は予測（H28 変更届）の 1,895a（事業区域面積の 28.7%）に対して、1,969a（29.8%）である。

・緑化（植樹等）の状況

本事業で改変した、1 号公園、2 号公園西側、3 号公園、事業区域北西側の緑道、その他道路の植栽帯において、緑化を行った。緑化にあたっては、国営昭和記念公園を含む現況調査の結果や街路樹ガイドブックを参考として、ケヤキ、コナラ等の在来種も用いた。緑化した面積は 573a（事業区域面積の 28.7%）である。

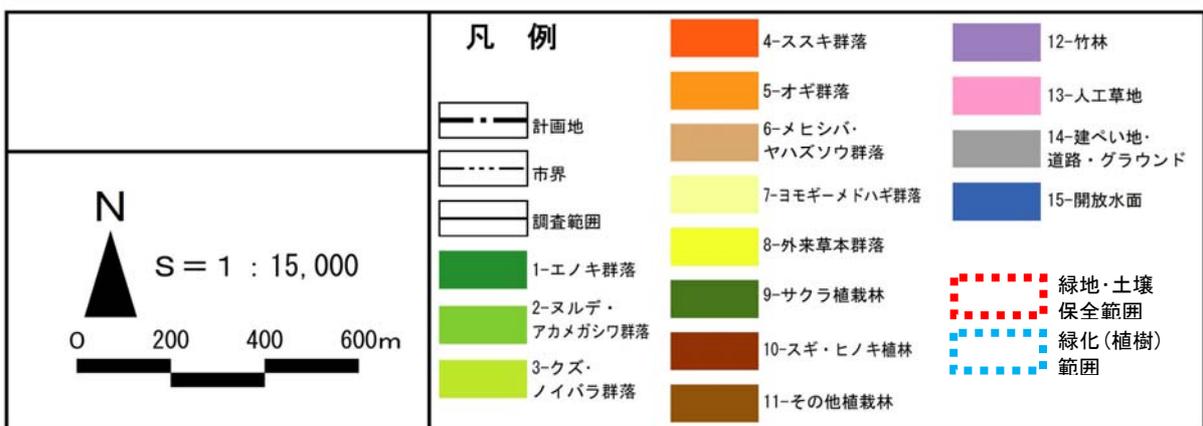


図 7.3-14 予測条件の状況

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

1) 植物相及び植物群落の変化及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行に伴い、現況面積の約 32.3% (変更後: 57.7%) の緑地(植物群落)と、その範囲の植物個体が減少することになるため、環境保全対策としては、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけ、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかける。また、環境保全用地外に生育する注目される種に関しては、環境保全用地等への移植等による保全及びモニタリング調査等を検討・実施する。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化(植樹等)を行う計画である。

事業が計画地の植物相と植物群落に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって植物相及び植物群落への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との緑地としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

新たに改変範囲となった場所では、平成 20 年度調査でタシロラン 2 地点が確認されているため、オオタカ保護のための立ち入り禁止期間(1月~7月)後に現地調査を行い、生育が確認された場合は環境保全用地への移植等による保全及びモニタリング調査等を計画・実施する。

これにより、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を軽減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施による緑地の改変は事業区域面積の 56.6%であり、変更届の予測値よりも 1.1 ポイント少なかった。この差は、予測時に想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。

環境保全対策としては、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。さらに、環境保全用地外に生育していた注目される植物については、有識者等からなる「立川基地跡地昭島地区植物保全方策検討会」で選定された種を対象として、環境保全用地への移植及びモニタリングを実施し保全を図った。この他、公園や緑道では、造成後早期に既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行った。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

タシロランについては、新たに改変範囲となった確認地点で現地調査を行ったが、生育は確認されなかったため、移植は行っていない。

これらの環境保全措置の実施により、植物相及び植物群落への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

2) 動物相の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行によって現況面積の約 32.3% (変更後: 57.7%)の緑地と、その範囲の植物個体が消失することに伴い、哺乳類、爬虫類、昆虫類の移動性の低い動物等については、現状の生息地の全部あるいは一部が消失するものと考えられる。また、鳥類や、昆虫類の成虫で飛翔能力のあるものは、環境保全用地や国営昭和記念公園内の緑地に移動するものと考えられるが、生息可能な面積は現状より減少する。ただし、移動力があり計画地で繁殖していない可能性が高い鳥類や、水辺の生物等については、概ね現状の生息状況が維持されるものと考えられる。

本事業では環境保全措置として、立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会意見を反映し、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけることを行う。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、植樹等を行い、周辺から鳥類や昆虫類等が飛来する環境を整備する。また、樹木の成長に伴い、土壤動物等の生息も可能になるものと考えられる。このような場所については、良質な植栽基盤を整備し、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて、早急に緑化を実施し、周辺からの小動物の侵入・利用を促す。また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類等の工事中の生息域としての機能も果たすことになる。水生生物については、供用後も、概ね現状の生息状況が維持されるものと考えられる。

事業が計画地の動物相及び動物群集に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動物相及び動物群集への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、樹林地や草地を含む緑地の減少量は約 32.4%から 25.3ポイント増加して約 57.7%となるため、その部分に生育する植物個体も減少する。これに伴い、哺乳類、爬虫類、昆虫類の移動性の低い動物等の生息地の面積の減少量も増える。また、鳥類や、昆虫類の成虫で飛翔能力のあるものについては、環境保全用地や国営昭和記念公園内の緑地に移動するものと思われるが、生息可能な面積の減少が大きくなる。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、生息面積の減少が大きくなるが、影響を低減するために既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加と、可能な限り動植物の生息環境に配慮することを働きかける。

供用開始後には工事中に改変された範囲の一部に植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類が飛来し、樹木の成長に伴って、土壤動物等が生息できるようになるものと考えられる。このような場所では、良質な植栽基盤を整備し、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化し、周辺からの小動物の侵入・利用を促す。また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、哺乳類、爬

虫類、昆虫類等の工事中の生息域としての機能も果たす。

事業計画の変更が計画地の動物相及び動物群集に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動物相及び動物群集への影響の低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施による緑地の改変は事業区域面積の 56.6%であり、変更届の予測値よりも 1.1 ポイント少なかった。この差は、予測時に想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。この改変の結果、予測したとおり、改変された緑地に生育する植物個体の減少が生じ、移動性の低い動物等の生息地の全部あるいは一部が消失したと考えられる。また、鳥類や、昆虫類の成虫で飛翔能力のあるものは、環境保全用地や国営昭和記念公園内の緑地に移動したが、生息可能な面積は現状より減少したと考えられる。

環境保全対策としては、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、周辺からの鳥類や昆虫類の飛来や、周辺からの小動物の侵入・利用を促す環境を 5.7ha 整備した。これらの場所では、樹木の成長に伴い、土壌動物等の生息も可能となると考えられる。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

なお、水生生物の生息環境である残堀川は、本事業で改変を行っていない。また、工事中の雨水は浸透池等によりすべて直接浸透させ、残堀川への濁水流出防止を図った。このため、出水頻度の違いのような環境自体の変化によるものを除き、水生生物の生息状況は維持されていると考える。

これらの環境保全措置の実施により、動物相及び動物群集への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

3) 生息(育)環境の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行に伴い、改変域では、樹木等の伐採と土壌の改変が行われる。計画地の現況の林床には、低木類や高茎草本類が藪状に茂っているため、改変域に近い場所では、樹林内の風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化し、樹林性の植物と、樹林性で移動性の低い動物種及び群集(昆虫類幼虫、土壌動物等)の生息環境が変化するおそれがある。

本事業の環境保全措置として、立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会意見を反映し、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等、緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

残堀川は改変されないため、水域については概ね現状の生息状況が維持されるものと考えられる。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類等が飛来し、樹木の成長に伴って土壌動物等が生息できるようになる。計画地内の現況の樹林地は、造成土の上に成立した二次林と植栽林であるため、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材（樹種等）を用いて早急に緑化を実施することにより、現況の樹林地の減少によって損なわれる生息（育）環境を補うことができるものと考えられる。

事業が計画地の動植物の生息（育）環境に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動植物の生息（育）環境への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動植物の生息（育）環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

（変更届追記）

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、樹木等の伐採と土壌の改変が行われる改変域が変更前から 1,676a 増加する。計画地の現況の林床には、低木類や高茎草本類が藪状に茂っているため、改変域に近い場所では、樹林内の風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化し、樹林性の植物と、樹林性で移動性の低い動植物種及び群集（昆虫類の幼虫、土壌動物等）の生息環境の変化が大きくなるおそれがある。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、生息面積の減少が大きくなるが、影響を低減するために既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加と、可能な限り動植物の生息環境に配慮することを働きかける。

供用開始後には工事中に改変された範囲の一部に植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類が飛来し、樹木の成長に伴って土壌動物等が生息できるようになる。このような場所では、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材（樹種等）を用いて、早急に緑化することにより、樹林地の減少の増加によって損なわれる生息（育）環境を補うことができるものと考えられる。

事業計画の変更が動植物の生息（育）環境に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動植物の生息（育）環境への影響の低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動植物の生息（育）環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施による改変域は、変更届の値よりも 74a 少なかった。この差は、変更届時点では想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。

この改変域では、樹木等の伐採と土壌の改変が行われ、予測したとおり、改変域に近い場所では、樹林内の風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化し、樹林性の植物と、樹林性で移動性の低い動物種及び群集（昆虫類幼虫、土壌動物等）の生息環境が変化したと考えられる。

環境保全対策としては、既存の樹林について、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、樹林地の減少によって損なわれる生息（育）環境を補うと共に、周辺からの鳥類や昆虫類の飛来や、周辺からの小動物の侵入・利用を促す環境を 5.7ha 整備した。これらの場所では、樹木の成長に伴い、土壌動物等の生息も可能となると考えられる。これらの対策の

実施は予測に示したとおりである。

なお、水生生物の生息環境である残堀川は、本事業で改変を行っていない。また、工事中の雨水は浸透池等によりすべて直接浸透させ、残堀川への濁水流出防止を図った。このため、水生生物の生息状況は維持されていると考える。

これらの環境保全措置の実施により、動植物の生息(育)環境への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

4) 緑の量の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行に伴い、緑被率は86%から54%(変更後:28.7%)、緑の体積は70%(変更後:39.3%)に減少する。そのため本事業では、環境保全措置として、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化(植樹等)を行う計画である。

事業が計画地の緑の量に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって計画地の緑の量への影響の回避・低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との緑の一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、緑被面積は変更前の3,571aから1,676a減少して1,895aとなるため、環境影響評価書において、「緑被率は86%から54%、緑の体積は70%に減少する」とした部分が「緑被率は86%から29%、緑の体積は39%に減少する」に変更となる。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、緑の量について緑被率は25ポイント、緑の体積は31ポイント減少するが、環境影響評価書において、環境保全対策を考慮して「本事業では、環境保全措置として、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に立地する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化(植樹等)を行う計画である。

事業が計画地の緑の量に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって計画地の緑の量への影響の回避・低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との緑の一体化・連続化も期待でき、」とした評価の内容は変わらないことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を軽減する」

ことができると考えられる。

本事業の実施により、緑被面積は1,969a、緑被率は29.8%、緑の体積は39.5%となった。緑被面積は74a、緑被率は1.1ポイント増加したが、緑の体積は予測と概ね同程度であった。緑被面積と緑被率の増加は、変更届時点では想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。

環境保全対策としては、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を19.7ha保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、新たな緑地を5.7ha整備した。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

これらの環境保全措置の実施により、事業区域の緑の量への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

5) 生態系の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

生態系の機能及び構造及び食物連鎖に関し、事業の実施により、現況の約17%(変更後:35%)の樹林地、約3%(変更後:7%)の林縁、約12%(変更後:15%)の草地が消失し、動植物の生息環境としての機能が減少するものと考えられる。また、生態系の上位性の種としてあげたオオタカについては、事業の実施に伴い、本種の利用できる緑地や餌資源である樹林性の鳥類等の生息地が減少する。計画地の典型的な群集であるエノキ群落は、事業の実施に伴い、現況の約3%を消失し、多くの動植物の生息(育)環境が減少する。

これらに対して、環境保全措置として、立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会意見を反映し、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保するものとする。供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について植樹等を行う。このような場所に関しては、良質な植栽基盤を整備し、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて、早急に緑化を実施することによって、周辺からの小動物の侵入・利用を図る。

また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、工事中に移動した哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類等が利用するようになると考えられる。

さらに、将来的に計画地を利用する施設等に対しては、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

事業が計画地の緑の量に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって計画地の生態系への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との生態系としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、樹林地の消失が変更前の事業地面積の約17%から約36%、同林縁の消失が約3%から約7%、同草地の消失が約12%から約15%に

増加する。これらの結果、動植物の生息環境としての機能が失われる面積が広がる。また、生産者である樹木や草本の減少が大きくなることにより、植食性や雑食性の動物や食物連鎖の上位に位置する種であるオオタカも利用する多くの動植物の生息（育）環境の減少が大きくなる。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、生息面積の減少が大きくなるが、環境保全措置として既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加と、可能な限り動植物の生息環境に配慮することを働きかける。

供用開始後には工事中に改変された範囲の一部に植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類が飛来し、樹木の成長に伴って土壌動物等が生息できるようになる。このような場所では、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材（樹種等）を用いて、早急に緑化することにより、周辺からの小動物の侵入・利用を図る。また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、工事中に移動した哺乳類、爬虫類、昆虫類等が利用できるようになると考えられる。

事業計画の変更が生態系に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって生態系への影響の低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との生態系としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施により消失した樹林地は約 35%、林縁は約 6%、草地は約 16%であり、予測と概ね同程度であった。

この樹林地等の消失により、予測したとおり、オオタカの利用できる緑地や餌資源である樹林性の鳥類の生息地が減少したと考えられる。

環境保全対策としては、既存の樹林について、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。この樹林では、最上位捕食者であるオオタカの他、多くの哺乳類、爬虫類、昆虫類等が確認された。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、樹林地の減少によって損なわれる生息（育）環境を補うと共に、周辺からの鳥類や昆虫類の飛来や、小動物の侵入・利用を促す環境を 5.7ha 整備した。これらの場所では、樹木の成長に伴い、土壌動物等の生息も可能となると考えられる。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

これらの環境保全措置の実施により、事業区域の生態系への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。